

蒲郡市在宅老人短期保護事業実施要綱

(目的)

第1条 社会適応が困難な高齢者を一時的に宿泊させて、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であって、生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない又は生活機能低下が著しいなどの理由により日常生活を営むのに支障がある者とする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ市長が指定した老人ホームとする。

(実施要件)

第4条 家庭において養護できない又は養護することが困難な高齢者を、養護老人ホームで一時的に保護する必要があると市長が認めた場合とする。

(期間)

第5条 利用期間は、原則として6か月で7日以内とする。ただし、市長が利用期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(利用料)

第6条 利用者は、日額1,160円の利用料を支払わなければならない。

2 利用者が生活保護法の被保護世帯であるときは、前項の利用料は免除する。

3 第1項の規定にかかわらず、緊急性が極めて高いと認められる事由により利用するときは、利用料を免除することができる。

(利用の手続)

第7条 この事業を利用しようとする者は、ショートステイ利用申出書（第1号様式）に健康診断書及び誓約書（第5号様式）を添えて市長に申出するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合には、速やかにその申出に係る利用の適否、利用の期間及び施設の収容能力を調査し、利用の決定を行うものとする。

3 市長は、前項により利用が適当であると認めるときは、ショートステイ事業台帳（第2号様式）を作成のうえ、ショートステイ利用(期間更新)決定通知（第3-1号様式及び第3-2号様式）により、速やかに申出者及び実施施設の長に通

知するものとする。

- 4 市長は、第2項により利用が適当でないとは決定したときは、ショートステイ利用（期間更新）申出却下通知書（第4号様式）により速やかに、申出者に通知するものとする。

（緊急利用の手続）

第8条 緊急性が極めて高いため、前条に規定する利用の手続きが困難なときは、口頭で利用の申出をすることができる。

- 2 市長は、前項による申出がやむを得ないものと認めるときは、利用に必要な事項を聴取し、実施施設の長の同意を得て緊急利用させることができるものとする。
- 3 利用者は、事後において第7条に規定する必要な利用手続を行うものとする。

（利用者把握）

第9条 実施施設の長は、利用者を入所させるにあたり、利用申出者から在宅時における当該利用者の健康状態及び、特性について十分聴取したうえ、円滑な保護に努めるものとする。

（利用の解除）

第10条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用申出者が、利用期間満了前に利用する必要がなくなった場合
- (2) 利用決定後に、利用者が疾病にかかり、又は、負傷したため治療を受ける必要が生じた場合
- (3) 利用申出者が虚偽の申請、その他不正な手続により利用の決定を受けた場合、及びその他やむを得ない事情により利用者の入所を継続することが困難な場合

（解除の通知）

第11条 市長は、前条に規定する事由のいずれかに該当する場合には、利用期間の短縮又は取消を決定し、ショートステイ利用解除通知書（第6号様式）により申出者及び実施施設の長に通知するものとする。

（期間の更新）

第12条 利用申出者が、利用期間の延長を希望するときは、ショートステイ利用期間更新申出書（第7号様式）を市長に申出するものとする。

- 2 利用期間更新の手続について第7条の規定を準用する。

(利用記録)

第13条 市長は、利用者記録としてショートステイ受託台帳（第8号様式）に登録するものとする。

2 実施施設の長は、ショートステイ利用対象者記録簿（第9号様式）により、実施期間中の高齢者の生活状況が明らかにできるように記録を整備しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。